

高島町空き家バンク実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、空き家物件の流通により、高島町への移住定住促進、管理不全空き家の発生防止及び生活環境の保全を図るため、高島町空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築し、現に居住又は使用していない建物及び当該建物と所有者を同一にする敷地をいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申し込みを受けて登録した情報を、町内の移住定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に紹介するシステムをいう。

(物件の登録等)

第3条 所有者は、空き家バンクへの物件の登録（以下「物件登録」という。）を申し込もうとするときは、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 高島町空き家バンク物件登録申込書（別記様式第1号）
- (2) 高島町空き家バンク物件登録カード（別記様式第2号）
- (3) 承諾書（別記様式第3号）
- (4) 空き家の平面図
- (5) 空き家の固定資産税納税通知書の写し又は土地家屋名寄帳
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、物件の申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めたときは、高島町空き家バンク物件登録台帳（別記様式第4号）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結しているもの

(2) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

(3) 暴力団員又は暴力団関係者が所有者であるもの

(4) その他町長が適当でないと認めるもの

3 町長は、物件登録をしたときは、高島町空き家バンク物件登録完了書（別記様式第5号）により、当該物件登録の申込みを行った者に通知するものとする。

4 物件登録の期間は、3年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録することができる。

5 町長は、物件登録をしていない空き家のうち、登録することが適当と認めるものは、当該物件の所有者に対し、物件登録を勧めることができる。

（物件登録の変更）

第4条 前条第3項による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、高島町空き家バンク物件登録変更届出書（別記様式第6号）に変更後の事項を記載した高島町空き家バンク物件登録カード（別記様式第2号）を添えて、町長に届け出なければならない。

（物件登録の取消し）

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件登録を取り消し、高島町空き家バンク物件登録取消通知書（別記様式第7号）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第1号又は第2号に該当するときは通知しない。

(1) 空き家に係る所有権その他の権利に移転があったとき。

(2) が契約締結の報告を受けたとき。

(3) 高島町空き家バンク物件登録取消依頼書（別記様式第8号）の提出があったとき。

(4) 所有者等が不存在となったとき。

(5) その他町長が適当でないと認めたとき。

（利用者の登録等）

第6条 利用希望者は、前条の規定による情報の提供を受けようとするときは、高島町空

き家バンク利用登録申込書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、当該申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）を、高島町空き家バンク利用者台帳に登録し、高島町空き家バンク利用登録完了書（別記様式第10号）により利用申込者に通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、利用申込者が暴力団関係者等であるときは、高島町空き家バンク利用者台帳に登録しない。
- 4 第2項の規定による登録の期間は、2年とする。ただし、第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。

（利用に係る登録事項の変更の届出）

第7条 前条2項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、高島町空き家バンク利用登録変更届出書（別記様式第11号）により町長に届け出なければならない。

（利用登録の取消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の登録を取り消し、高島町空き家バンク利用登録取消通知書（別記様式第12号）により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第1号に該当するときは通知しない。

- (1) 町長が、契約締結の報告を受けたとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 空き家バンク利用登録の取消しの申出があったとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めるとき。

（情報提供）

第9条 町長は、必要に応じて高島町空き家バンク物件登録台帳に登録された情報を利用希望者に提供及びウェブサイト等により公開することができる。

- 2 前項の規定による公開範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 登録番号

- (2) 所在地（大字まで）
- (3) 写真
- (4) 希望価格
- (5) 概要（築年、面積、間取り等）
- (6) その他必要な事項

3 登録者は、前項各号について公開を希望しない場合には、町長に申し出ることができる。

（媒介等の依頼）

第10条 町長は、町長が別に定める者に対し、物件登録者の希望により、物件の調査及び報告、相談、助言、仲介、売買、賃貸借契約の代理又は契約締結に向けた業務を依頼することができる。

（町の関与と責任）

第11条 町長は、物件登録者、利用登録者、町長が別に定める者の空き家に関する物件の交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しない。

2 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブル等の損害が発生した場合は、物件登録者、利用登録者、町長が別に定める者の間で解決を図るものとする。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。